

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第1290号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 4 月 3 日

2 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地 札幌時計台ビル10階

札幌市建設局総務部用地管理課管理係

電話 011-211-2552 (FAX 011-210-6225)

メールアドレス yochi-kanri@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 用地担当部所管地除草等業務（その 1）

イ 用地担当部所管地除草等業務（その 2）

ウ 用地担当部所管地除草等業務（その 3）

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 いずれも契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日（金）までとする。

(4) 履行場所

アの業務については中央区、清田区、南区、西区内の延べ 152 か所（予定）

イの業務については北区、東区内の延べ 122 か所（予定）

ウの業務については白石区、厚別区、豊平区、手稲区内の延べ 125 か所（予定）

(5) 入札方法 上記 3 (1)の件名ごとにそれぞれ総価で行う。

ただし、入札書（別紙 1）に記載する金額にあっては、算出書（別紙 2）に掲げる各項目の単価をそれぞれ見積り（1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てること）、その各単価に本市が指定する予定数量を乗じて算出した金額の合計を記載すること。また、入札書には算出書を添付し、ホチキス留めのうえ割印すること。

なお、落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする）を入札書に記載すること。

(6) 契約単価

算出書に記載された各項目の単価に、それぞれ消費税及び地方消費税の額を加算した額をもって各契約単価とする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「公園街路樹等管理業」に登録されている者であること。
- (7) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、上記 3 (1)に掲げる業務ごとに、次の書類を送付し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙 3）
- (2) 書類の提出期限及び提出場所
上記 5 (1)に定める書類を、令和 7 年 4 月 11 日（金）17 時 00 分までに上記 2 の場所へ提出すること。（必着）
なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて送付することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。
また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札参加資格審査結果通知書の交付
上記 5 (1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果を入札参加資格審査結果通知書により令和 7 年 4 月 15 日（火）までに通知する。

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ
なお、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/soumu-nyuusatsu.html>
- (2) 入札書の受領期限
いずれも令和 7 年 4 月 18 日（金）12 時 00 分（送付の場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
上記 2 (1)アは、令和 7 年 4 月 18 日（金）13 時 30 分
上記 2 (1)イは、令和 7 年 4 月 18 日（金）13 時 40 分
上記 2 (1)ウは、令和 7 年 4 月 18 日（金）13 時 50 分
なお、いずれも札幌市建設局用地担当部会議室で行う。
（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地 札幌時計台ビル 10 階）
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、上記 3 (5)の方法で作成し、送付又は持参により提出すること。
なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 入札書を提出する場合は、上記 3 (1)に掲げる業務ごとに封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務名を記載し、上記 2 あてに上記 6 (2)で示す受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 入札書を送付により提出する場合は、上記 3 (1)に掲げる業務ごとに封筒に入れ、二重封筒とし、外封に「用地担当部所管地除草等業務（その〇）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに上記 6 (2)で示す受領期限までに提出しなければならない。

ならない。

ウ なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙４）を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 提出方法

書面による持参、送付又は電送、ファクシミリにより提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

上記１の告示日から令和７年４月９日（水）１７時００分までに上記２の契約担当部局に提出すること。

(3) 回答書の閲覧

上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、上記６(1)に掲げるURLに掲載する。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記５(1)に掲げる書類を、令和７年４月１１日（金）１７時００分までに上記２の場所へ提出すること。（必着）

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第１３条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

ウ 入札書を封入する封筒が封印されていない入札や、その封皮に業務名が記載されていない入札は無効とする。

エ 入札書に記載する金額と算出書に記載する金額の合計額が一致しないときは、当該入札は無効とする。

オ 入札書に算出書がホチキス留めされていない入札、ホチキス留めされているが割印のない入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し又はこれを取り消す

ことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(6) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を本市職員に提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所を退場することができない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(8) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(9) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法に基づく消費税及び地方税法に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（本市様式）を提出しなければならない。

(10) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 別紙5のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面

（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は送付することにより提出するものとし、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法は認めない。